## 令和元年度 11 月邑南町農業委員会総会議事録

日時:令和元年 11月21日(木)

13時30分~

場所:邑南町役場 大会議室

### 出席農業委員 12名(欠席1名)

1	田中	正規	2	植田	真二	3	細貝 輝男	4	高木	敏彦
			6	宮本	武	7	末田 麻理江	8	玄羽	和幸
9	沖田	浩	10	古川	初登	11	椿徹	12	三上	孝行
13	大石	幹夫								

### 出席推進委員 10名(欠席6名)

1	山根 悦文	2	佐々木 昭三	3	丸原	博幸	4	日高	英二
5	小笠原 博文	6	日野 武信	7	和田	保人	8	北村	豊弘
		10	小笠原 三津夫				12	森脇	正己
13	上田 義憲	14	野田 敏博				16	和田	清文

#### 議事日程

## 第1 会長挨拶

#### 第2 議案

- ①農地法関連
  - ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)について
- ②農地法関連
  - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について
- ③邑南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程改正について その他
  - (1) 邑南町農業振興に関する意見書・具体的項目について
  - (2) 邑南町農業委員及び農地利用最適化推進委員募集要項について
  - (3) 事務連絡
  - (4) その他

議長

これより第8回邑南町農業委員会総会を開催いたします。

(会長あいさつ)

議事録署名委員さんの指名ですが、9番の沖田委員さん、10番の古川委員さん にお願いします。本日の欠席ですが、5番の日野静則農業委員さん、推進委員さんの方では野掘推進委員さん、日高甚三推進委員さん、服部文明推進委員さんの 3名が欠席ということでございます。

それではさっそくですが議題の方に入ります。①農地法関係、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。

事務局

失礼致します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今 月は3件です。

申請番号 013-18、農地の所在は市木××、登記地目田、登記面積 2317 ㎡、3 条の無償の所有権移転です。譲渡人は○○○、譲受人は●●●です。

続きまして申請番号 013-19、農地の所在は三日市 $\times \times$ 、登記地目田、面積 977  $\mathbf{m}$ 、同じく三日市 $\times \times$ 、登記地目田、面積 442  $\mathbf{m}$ 、3 条の無償の所有権移転です。 譲渡人は $\triangle \triangle \triangle \triangle$ 、譲受人は $\mathbf{A} \mathbf{A} \mathbf{A} \mathbf{A}$ です。

続きまして申請番号 013-20、農地の所在は上田所××、登記地目畑、面積 131 ㎡、3条の無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■■■■です。 以上3件です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは 18 番から参ります。高木委員さん、お願い致します。

4番

それでは失礼します。013-18 の案件です。先日日高委員さんと一緒に現地の方確認致しましたが。○○○○さんから●●●○さんへの無償の所有権移転ということで、○○さんがお母さん、お子さんが●●さんということで、長年に渡って実際には息子さんの方が耕作をされております。今回、今後のことがあるということで申請が出されております。場所につきましては##というのが市木の中にあるんです、ほとんど旭町市木の方に近いような場所に当たるんですが、ちょっと説明がそれ以上は難しい場所にはなります。ということでひとつよろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。日高委員さん。何かありますか。

推4番

ありません。

議長

意見質問等ありましたらお願い致します。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に入ります。013-18 の件に関しまして、賛成する方の挙 手を求めます。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。

続きまして19番に入ります。沖田委員さん、お願い致します。

9番

したが、今は大阪の方に住所を持っておられます。それから譲受人ですが、現在ここにおられます推進委員の▲▲さんの方へ譲られるということで申請が出ております。この案件につきましては▲▲さんが本人さんであられますので推進委員の北村さんが同席されまして昨日現地調査と聞き取りを行っております。場所は地図で見ていただきますと、この地図には載っていませんが瑞穂県道の部分は出羽地内まで入ってますが、そこの川を隔てたところに旧出羽商店街があります。それからもう1本上に上がった道路が、ここに地図に出ています\*\*さんですかね、そこの方に当たります。それからこの地図にありますように、少し入ったところが今回の申請が出されたところになります。この農地は今までも▲▲さんがずっと耕作されておりまして、そのまま引き継いで受けられるということで。チェックリストに基づいて聞き取りをしましたが問題はないと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。北村委員さん、ありますか。

推8番議長

問題ないと思いますのでどうか承認されますようによろしくお願い致します。 和田委員さんは当事者ですので退席をお願いします。

それでは意見質問等ありましたらお願いします。

10番

ここまで質問していいかちょっと疑問があるんですが、譲渡人の△△さんって 方はこれ、大阪堺市におられるんですよね。それで経営が 3916 ㎡あって、その 内の 1419 ㎡を▲▲さんの方に無償で譲渡されるということになるんですが、後 の残りはどうなるんかという感じですが。これについて何か聞かれております か。大阪の方におられたら耕作する、経営する、自作とかいうことにちょっとな りにくいんじゃないかと思うんですが。いかがでしょう。

9番

今の質問ですが、ちょっと私も△△さんと直接お話が出来ませんで、事務局の 方何か聞いておられましたらお願いしていいですか。

事務局

はい、一応△△さん、こちらの、三日市の方にある土地の方を今回相続されたということです。それ以前につきましては◎◎さんというお宅だったと思いますので、そちらの方で、もう家はないので経営といいながら貸される農地は貸して、そうじゃない農地はそのまま残っている状態になっているという風に思われます。後ほど2条の方の、農地でない土地の証明というところに一部出てきます。こちらの方、まあ残っている農地の一部ということでこちらの方があるという状態ですので、特に帰って耕作をされているという状態ではないという風には聞いております。

10番

今のお話ですとね、貸付のところに面積が出てこないといけないと思うんですよ。これが出てきてないということは、言ってみれば闇小作という形を取っておられるという風に解釈してよろしいですか。

事務局

利用権設定を行っていない状態での貸付をされていたという風に認識をしております。

10番

分かりました。ありがとうございました。

議長

その他ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に入ります。19番の案件に関しまして、賛成する方の挙 手を求めます。

#### (全員挙手)

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 次の議案は私が担当ですので、職務代理と変わって進めてまいります。

#### ~ 議長交代 ~

代理

それでは失礼致します。会長の案件ですので変わって進行させていただきます。

農地法第3条の案件の 013-20 番について会長、説明の方よろしくお願い致します。

1番

この案件ですが、17日にでしたか、日曜のお昼から小笠原委員さんと2人で訪 ねまして、ちょうど現場を確認しとった最中ですけど□□さんが帰ってこられま して、3人でお話を致しました。場所的には国道261号線、左の地図で言います と下の方が三坂トンネルでございます。上の方が田所方面いうことで、ちょうど 三叉路になっとるところの右側でございます。顛末書が付いておりましたので見 ましたが、平成3年ごろのお話だという風に書いてありました。結局◇◇さんの 土地をもらってそのまま転用したということでございました。あぁ失礼しまし た、3条ですね、5条の方を見ておりました。3条の方は■■■■さんが現在所 有されております。◇◇さんから購入されまして、■■■■さんが所有していま す。平成3年頃の話ですが、◎◎さんより□□さんが買われて、交換ですか、そ のままに帳簿上の方はなっていて、転用してしまったということでございます。 すいません、失礼しました、3条と5条、一緒に話をしておりました。3条の方 はですね、ちょうど道路の三叉路の下びらでございまして、■■さんが現在は所 有権を、農地の所有権がございます。それで柿の木が2本ほど植わってまして、 草も多少伸びておりました。■■さんが買われまして、柿の木を植えたいという ことでございました。農地的に見れば下草はあったんですが、果樹を植えても差 しさわりはないという風に思いました。3条のチェックシートを見ましたが、特 に問題になるようなことはないという風に判断をしました。どうぞよろしくお願 い致します。

代理 推 5 番 代理 ありがとうございました。小笠原推進委員さん、何か捕捉等がありましたら。 すいません、その通りでございますのでよろしくお願い致します。

はい、ありがとうございました。今説明をいただきましたですが、何か質問、 ご意見等ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

ありませんでしょうか。そうしましたらないようでございますので、013-20 の 案件について賛成する方の挙手をお願い致します。

(全員举手)

全員賛成ということで許可相当と認めることに致します。ありがとうございま

した。

## ~ 議長交代 ~

議長

はい、ありがとうございました。それでは3条終わりまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。

事務局

失礼します。議案第2号、農地法第5条の規定による許可について、今月は5件です。

申請番号 015-13、農地の所在は伏谷××、登記地目田、面積 413 ㎡です。有償の賃貸借権の設定です。貸渡人は▽▽▽、借受人は◆◆◆◆です。転用目的は一時転用で、申請事由は水力発電所工事に伴う資材置場です。所要面積は土地造成 413 ㎡、プレハブ倉庫 12.4 ㎡、肥土集積盛土 35 ㎡、資材置場及び搬入搬出場が 300 ㎡です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域内です。法第 5 条第 2 項但し書きにより許可出来るものと判断しております。一時転用の案件となっております。

続きまして申請番号 015-14、農地の所在は伏谷××、登記地目田、面積 1035 ㎡、同じく伏谷××、登記地目田、面積 1458 ㎡、有償の賃貸借権の設定です。 貸渡人は▼▼▼、借受人は◆◆◆◆です。転用目的は一時転用で、申請事由は 水力発電所工事に伴う仮設道路です。所要面積は土地造成 2493 ㎡、仮設道路 900 ㎡、肥土集積置場 360 ㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域内です。 法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断しております。一時転用の 案件となっております。

続きまして申請番号 015-15、農地の所在は伏谷××、登記地目田、面積 365 ㎡、 有償の賃貸借権の設定です。貸渡人は◇◇◇、借受人は◆◆◆◆です。

転用目的は一時転用で、申請事由は水力発電所工事に伴う仮設道路です。

所要面積は土地造成  $365 \text{ m}^3$ 、仮設道路  $170 \text{ m}^3$ で、すいませんちょっと漏れております、肥土集積置場が  $68 \text{ m}^3$ となっております。この土地は第 2 種農地です。農用地区域内です。法第 5 条第 2 項但し書きにより許可出来るものと判断しております。一時転用の案件となっております。

続きまして申請番号 015-16、農地の所在は上田所××、登記地目畑、面積 73 ㎡、無償の賃貸借権です。譲渡人は◎◎◎◎、譲受人は□□□□です。転用目的は宅地で、申請事由は自宅隣接地であり段差があり形状が悪く耕作困難であるため庭として利用したい、です。所要面積は土地造成 73 ㎡、庭木 4 本です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項但し書きにより許可出来るものと判断をしております。顛末書の添付がされております。

続きまして申請番号 015-17、農地の所在は井原××、登記地目田、面積 1.1 ㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は☆☆☆☆、譲受人は★★★★です。転用目的は駐車場で、申請事由は申請地に隣接した住宅を改装し飲食店を出店するためその駐車場として利用したい、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断しております。以上5件で

す。

議長

はい、ありがとうございました。13 番から 15 番につきましては受け入れがいずれも◆◆◆◆ですので3つまとめて説明をお願いしたいと思います。椿委員さん、お願い致します。

11番

すいません、申請番号015-13、14、15、関連議案ですので一緒にさせていただ きます。いずれも水力発電所の水路改修工事に伴い▽▽さん、▼▼さん、◇◇さ んと◆◆さん、農地の一時転用と賃貸借権の設定についてでございます。申請場 所は瑞穂地域高原地区の、下伏谷集落の下側にあります。地図を見て確認してみ てください。015-13 は浜作線沿いにあり、14、15 は出羽川を挟んで向かい側に あります。その側を修理する水路が、少し上の方から雪田の発電所まで設置され ている状態でございます。◆◆さんが中国電力の出羽川水力発電所の水路工事を 行われますんですが、約 600mくらいの中の補強、コンクリートをちょっと増す んだという言い方をされておりました。それぞれの農地を借用し、プレハブの倉 庫、資材置場、肥土の集積場、それから仮設道路に使用したいと思われて今回の 申請になりました。工事期間は来年、令和2年の11月30日を予定されておりま す。北村さんと先日、現地確認と▽▽さん、◆◆さんの現場事務所を訪問し、話 を聞いて参りました。▼▼さんはちょうど入院中なんで、◇◇さんは電話でお話 をさせてもらいました。▼▼さんのお話は出来ませんでしたけども、▽▽さんの 話を聞きながら納得されてるんだという感じを受けました。それから集落の集金 常会において、◆◆の事業で許可、農地の一時転用、借用、賃借の件はみなさん 周知されております。周囲の農地への影響とか、一時転用の基準について、案件 チェックシートに照らし合わせて問題ないと思います。これは先月◆◆さんが雪 田で同様の申請を出しておりました。そして許可相当という案件でありました。 この同一の事業でございます。よろしくお願い致します。

議長 推8番 議長 はい、ありがとうございました。北村委員さん、何かありませんか。 ありません。

それでは意見質問等ありましたらお願い致します。ございませんでしょうか。 (意見、質問なし)

それでは採決に入ります。採決は一つずつ順にやります。まず 13 番の件に関しまして賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。続きまして 14 番に入ります。

10番

先程お話の中で◆◆さんの現場事務所を建てるというお話があったんですが、 これ現場事務所は今回申請されとる農地の中に既に建っとるいうことですか。そ れとも別の場所で。

11番

別でございます。先月雪田の方で許可相当となった一時転用の場所がありますけども、そこにもう現場事務所を建てられております。そこに先日行って参りました。担当者の※※さんですか、しっかり話をさせてもらいました。現場事務所、プレハブ建てておられるんですけども、水管理とか汚水などの処理はここまでや

10番

られるんだなぁ思うくらいしっかりやられておりました。以上でございます。ありがとうございます。

議長

はい、それでは改めまして 14 番の件に関しまして賛成する方の挙手を求めます。

## (全員挙手)

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。続きまして 15 番に参ります。賛成する方の挙手を求めます。

## (全員挙手)

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 続きまして16番ですが、私の案件ですので変わって進めて参ります。

## ~ 議長交代 ~

代理

そうしましたら 015-16 番の案件について、田中会長説明の方をよろしくお願い致します。

1番

図面から見ていただきますと、下びらが美郷方面、上側が田所になります。ちょうど三叉路の家の前になります。家が大分国道より低い所にありまして、この畑も国道から言いますとちょっと1mくらい下にございました。17日の午後1時頃、小笠原委員さんと二人で話をしてたんですが、ちょうど□□さんもおみえになりまして、お話を聞かせていただきました。平成3年頃、どうやら◎○さんと□□さんが土地を交換しようということで変えられまして、届け出はそのままになっておりまして、さっそく転用したということで始末書が出ております、顛末書が出ております。平成3年頃のお話だというように記入してございました。ちょっと家からいうと高くて道路からいうと一段下にあるという、まあとても不便な畑状態でございました。草が綺麗に刈り込んでありましてそのままでも使えるんじゃないかという風に見ましたが、ここに庭木を植えられるということで出ております。チェックシートに従いましてもそれぞれ問題はないという風に判断を致しました。どうかよろしくお願い致します。

代理 推 5 番 代理 はい、ありがとうございました。それでは続きまして小笠原推進委員さん。 よろしくお願いします。

そうしましたら何か質問ご意見等がございましたらよろしくお願い致します。 (意見、質問なし)

ありませんでしょうか。そうしましたらないようですので、採決の方に入りたいと思います。015-16 番の案件につきまして賛成する方の挙手をお願い致します。

### (全員举手)

はい、ありがとうございます。全員賛成ということで許可相当と認めることに 致します。ありがとうございました。

### ~ 議長交代 ~

議長 6番 続きまして17番に参ります。宮本委員さん、お願い致します。

それでは 015-17 番の説明を致します。場所は先に地図の方見てもらえれば、 井原のちょうどこれは旧道の方で、井原体育館、公民館が目の前にあります。そ こを行ったとこの、西野原集落に入るところの川があるんですが、そこのたもと の場所になります。非常に国道からでもすっと見えるようなところで、便利性の あるところだろうと。内容ですけど、これは井原の、受け人の人は井原の★★さ んといって、お父さんが亡くなられて、これ娘さんが、長女の方がおる、そのお 婿さんの★★さんです。それで受け渡し人の方は広島の方でおられて、もうこっ ちの方にはほとんど帰って来ないと、この☆☆さんはですね、こっちの方に帰っ て来ないんで譲ってもいいんじゃないいうことで申請されております。それでま あほとんど墓参りにも帰って来られないような状態で、親戚の方が墓守をちょく ちょくされとるような状態でございます。申請理由にありますようにこの★★さ んはお婿さんで実家は仏一原、この町は下町なんですが隣の集落の仏一原に実家 いうことではないんですが義理の母親の家があります。それで理由に書いてあり ますようにここを飲食店、昔大阪の方でちょっとコックさん、シェフをされてお ったんで、そこで 40 年くらい勤められて定年退職でこちらへまだ帰ってはおら れないんですが、今広島の方にこの★★さんも住まれておられるようです。それ でそこにちょっと飲食店でも出そういうことで物件や家、空き家を借りてから、 改築してからやろうということで。ここの非常に、田とあるんですがこれは畑と して、この☆☆さんは活用されておられました。それで、そうやって譲受する時 に調べたら非常に小さな面積の田が残っていた。この理由というのも河川の改修 と、橋を大きく付けられたんで、非常に面積が小さくなって、それがまだ登記上 残っていたということです。まあこの件につきましても野田委員さんと、この☆ ☆さんとはちょっとお話は出来なかったんですが、★★さんとはちょうど土日に 部屋の方をちょっと片付けないけんいうことで帰られとったいうことで、一緒に ★★さんとも話をしております。以上ですがよろしお願い致します。まあちょっ と余談ですが、井原で先月もああしてIターンUターンいう形で、非常に地元の 人口が減っていきよる中でこうして帰ってこられていうのは非常に喜ばしいこ とではないか思いますので、ぜひ許可の方をよろしくお願い致します。

議長 推14番 議長 はい、ありがとうございました。野田委員さん、何かございますでしょうか。 問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

意見質問等ありましたらお願い致します。

10番

ここにですね、施設面積という項目がありますね。土地造成が 1.1 ㎡っていうのはこれは公共事業の残地でたまたま残ってたということで理解が出来るんですけど、その後括弧書きの 69 ㎡の分と、駐車場 4 台分 52 ㎡という記載があるんですよね、これはこの案件とどういう関係があるんですかね。

議長

事務局、お願いします。

事務局

はい、失礼致します。土地造成 1.1 ㎡と書いている部分ですが、これは登記簿 上残っている面積が 1.1 ㎡です。ここの土地なんですが、地籍が終わっておりま せん。現地を測ると 69 ㎡あるというところだそうです。1.1 部分についてというのは登記簿上の面積ということで、現地と登記簿の面積は合わないということでこのような標記をさしていただいております。

10番

ということは登記簿台帳上残っとる登記が1.1㎡ということですか。

事務局

はい、そのように聞いております。

4番

ここ、ちょうど橋の袂に墓地いうかお墓がありますよね。あれはここには全然出てきてないんですけど。

6番

そこは☆☆さんのお墓でそのまま残すということで、それを潰してどうこうい うのは。

4番

潰すわけではなくて。

6番

ええ。その横、まあ非常に厳しい、ギリギリの、4台いうてね、見たところ厳しいんじゃないかないう面積ではあります。まあ話では前に公民館があるんで、あそこへ行ってあそこへ停めて、もし飲食店やる場合はそうして寄ってもらったらいうのは本人との話をですね、まあありがたいことなんでちょっと道路に駐車違反で停めてでもいいんじゃないかいうことで、本人とも雑談ですが話も致しましたんで。まあ非常に厳しい、4台いえばなかなか厳しいないう面積、まあ知っとられる、見て分かるわね、知っとられるだろう思うんですがいう段階で。

議長

その他ございますでしょうか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に入ります。17番の件に関しまして賛成する方の挙手を求めます。

#### (全員举手)

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。

続きまして議案第3号、基盤強化促進法第19条、農用地利用集積計画の公告について、これは読み上げをしませんので各自でご覧になって、今月は少のうございますが確認をお願い致します。

(意見、質問なし)

はい、よろしゅうございますか。1件ですね。議案ですので採決を行います。 議案第3号につきまして、賛成する方の挙手を求めます。

#### (全員挙手)

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。

続きまして議案第4号、農地法第2条に規定する農地でない土地の証明について、事務局よりお願い致します。

事務局

はい、失礼致します。議案第4号、農地法第2条の規定による農地以外の土地の証明について。今月は2件です。

申請番号 7番、土地の所在は三日市 $\times$ ×、登記地目畑、面積 82  $\mathrm{m}^2$ 、申請人は  $\triangle \triangle \triangle \triangle$ です。申請理由は昭和 45 年頃から現在に至るまで管理が出来ていなためです。

続きまして申請番号8、土地の所在は矢上××、登記地目畑、面積 56 ㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積 99 ㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積 36

m<sup>\*</sup>、同じく矢上××、登記地目畑、面積 3.3 m<sup>\*</sup>、同じく矢上××、登記地目畑、 面積 72 ㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積 9.91 ㎡、同じく矢上××、登記 地目畑、面積 39 ㎡、同じく矢上××、登記地目畑、面積 62 ㎡です。申請人は● ●●●です。申請事由は昭和 20 年から宅地であったり、平成3年頃から現在ま で管理が出来ていなためです。以上2件です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは7番からまいります。沖田委員さん、お願い致します。

9番

申請番号7番についてご説明致します。第2条の非農地証明の申請でございま す。この案件は昨日11月の20日に和田推進委員さんと一緒に現地確認を致しま した。所有者は先程3条に出てまいりました△△さんで、こちらにおられません ので直接話を本人さんから聞くことは出来ませんでしたが、和田さんと現地確認 に行ったところ、地図で現地をちょっと説明致します。左側の地図ですが、下に 通ってますのが旧出羽商店街になります。それから少し上がったところに### #という神社がありまして、その境内の駐車場の少し奥辺りにこの現地がありま す。和田さんと現地確認に行きましたが右側の地図のように地番は分かれており ますが行った現況は全く境が分からない状態でかなり竹林というか、もう山林状 態になってましてとても農地に復帰することは不可能だという風に判断をしま した。ですのでどうかよろしくお願い致します。

議長 推7番

議長

はい、ありがとうございます。和田委員さん。

どうにもならんです。復帰することも出来ん。

はい、分かりました。意見質問等ありましたらお願い致します。ございません でしょうか。 (意見、質問なし)

ないようですので採決に入ります。7番の件に関しまして賛成する方の挙手を

求めます。 (全員挙手)

はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。

続きまして8番にまいります。植田委員さん、よろしくお願いします。

2番

そうしましたら申請番号8番について説明を致します。場所については地図を ご覧いただきますように、今まで出ておりますが郡山班でございまして、申請地 の前、川を挟んでおりますが前は\$\$\$\$、\*\*\*等、飲食店等があったりし ます。その申請地の裏側、※※※※と言いまして今さかんに新しい住宅がどんど ん出来ておるところの、ちょうど真ん中の位置に当たります。本件は先程事務局 の説明通り登記上は農地となっておりますけども実際には、昭和 20 年頃にその 農地を平らに、更地にしながら住宅を建てて、建築をされておりまして、その後 本宅を含めながら増改築をされながら現在に至っております。資産については平 成3年に申請人の●●さんが相続されておりまして、その後はほとんどの在住が 山口県でございますので空き家状態でずっと出ております。今回処分したいとい うようなことの関係がありまして、今回の案件の運びになったと聞いておりま す。この建築は20年でございますので農地法制度の施行前ではございますし、

地籍がまだ終わってないことやら、現状が一部、ほとんど法面の状態でこの申請のところの現況地目が畑となっておりますが、とてもそういう状態でもございません。そしてまた場所によっては竹藪が繁茂したような状況になっております。今更そういうことを考慮しながら見るからに復帰は難しい、このまま申請通りで進めたいと思います。この案件については 18 日に森脇推進委員さんと一緒に周囲を見て回ったところでございます。よろしくお願いを致します。

議長

はい、ありがごうございます。森脇委員さん。

推12番

今植田委員さんが言われた通りで、どうにもならないと。

議長

はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願い致します。

9番

これ地図で見ますにちょっと建物だと思われるんですが、今現在は建物は建ってないという状態ですか。

2番

建物は、今●●さんと書いてあるところが母屋でございまして、その斜線となっておりますが、そこに二階建ての納屋等の建物が存在しております。そこがこの、地目上では畑になっています。番地については××番地、および××番地あたりに相当する位置に当たります。

9番

現在建物があった場合だと、この2条の非農地の申請ではちょっとおかしいん じゃないかと思いますが。どうでしょうか。

2番

先程の説明の時にもさしてもらいましたが、農地法で、昭和 20 年頃建築と登記上はなっておりますので、農地法は昭和 27 年だったと思いますが、から施行されておりますので、それ以前でございますのでこのまま、一応申請をという形で進んでいる運びでございます。

議長

事務局、それで問題ない。

事務局

はい、確認しております。

議長

分かりました。これは、その以後の法律であれば、転用申請を出してもらわないといけない。

事務局

そうですね。農地法以降建てられたものについては転用が必要なものということの判断をしております。それ以前のものについては、農地法以前のものということで今回も、今現在使っている農地法については適用外のものの物件ということで扱いをさせていただいております。

議長

はい、その他ございますでしょうか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に入ります。申請番号農地法2条8番の件に関しまして 賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。

それでは農地法関連報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等の届出 について。これはみなさんでご覧になって報告に変えたいと思います。よろしく お願いします。

10番

これ事務局にちょっとお尋ねするんですが、53番の案件ですよね、譲渡人は□□□さんと■■■■さんという方二人の相続を◇◇さんという方が一人でさ

れたという判断でいいんですか。

事務局

はい、そのように判断をしております。亡くなられた方というのが◆◆◆◆さん、という方が亡くなられた部分について、□□さんという方、■■さんという方が所有者の方の名前が出ておりましたので、その方の持ち分が、◆◆◆◆さんの持ち分のところが、◇◇◇◇さんにいくというような書き方にしております。

10番

それは□□□□さんと■■さんという方はご存命なんです。

事務局

もう亡くなっておられます。

10番

はい、分かりました。

議長

はい、よろしゅうございますか。

それでは③邑南町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規定 改正について、事務局よりお願い致します。

事務局

はい、失礼致します。本日お配りをしておりますものの中に、邑南町農業委員 会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規定ということの新旧対照表をお 配りをさせていただいております。今年度、任期が満了に伴いますところで来年、 来期に向けて若干既定の方の見直しをかけたいという風に思っておりますので 今回提案をさせていただいております。改正点につきましては今からご説明をさ せていただきます。まず羽須美①のところの、現行のところをご覧いただければ と思いますが、阿須那町上の右側に宮ヶ垰という集落名を入れておりますが、も う現在集落としてはないという風に聞いて前回、前回といいますか今期でここの ところの表記は外さしていただきたいという風に思っております。それからです ね、ちょっと中身いろいろありますが、いろいろと言いますが点のところ、括弧 閉じの点のところがいろんなところに付いておりまして、これを少し精査をさせ ていただいております。それからですね、大きく変わった点もうひとつ、石見③、 それから④のところで、石見④の方に茅場ということで中野の方、石見④の方に 入れておりましたが、中野でひとくくりの方が分かりやすいということがありま したので石見③の方に変えさせていただければというような、今回提案でござい ます。

推14番

これはいつから変わるとかいうのは、何かあるんですか、決まりは。

今回募集をかける、次の農地利用最適化推進委員さんの募集をかける段階で、 そこの中にエリア分けをもう変えるということで、一応施行は4月1日にはなる とは思うんですが、変えても支障がないということで募集をかけねばならないと いうことで、変えた方が分かりやすかったりとかですね、ということで今回の分 の総会の中で決めていただいてから募集を迎えるという判断をしておりますの で、今回上げております。

議長

2か所でいいんかいな。

事務局

はい、大きく変わった場所は2か所ということでございます。後はすいません、 点がいろんなところに付いてたりするのをちょっときれいにさしていただいて おります。

議長

中野は、これでいくと増えるんですか。 4 集落、増えますね。担当の推進委員 さんはこれでもよろしゅうございますか。上田推進委員さん。

#### 推13番

中野地区ですので中野が担当してもええと思います。今までは井原の人が中野地区も見よってですけえ、ちょっと地区的によう知っとるのは中野地区の者がよく知っとるから、中野地区でまとめた方がいいんじゃないかとは私は思います。

# 議長

井原は、野田さん。

推14番

井原は外してもらいたかったです。

議長

それじゃあ両思いということで、よろしゅうございますか。変更するという形で。総会で変更するのは、報告ですので、今日のところは。今はみなさんそれでオッケー出されると次回からはそういうことになるということでございます。それじゃあよろしゅうございますね。

それではその他に参ります。

(その他)

- (1) 邑南町農業振興に関する意見書・具体的項目について
- (2) 邑南町農業委員及び農地利用最適化推進委員募集要項について
- (3) 事務連絡
- (4) その他

次回の総会は、12月23日(木)13:30からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印